次期男女共同参画基本計画の策定について

資料1

人権・男女共同参画課

1_スケジュール

令和７年度	令和８年１月～３月	計画体系・骨子の検討／骨子の庁内照会
	３月２３日	第６９回（令和７年度第２回）男女共同参画審議会（諮問）
令和８年度	６月２２日(月)	計画の素案について・庁内意見照会（～７月３日(金)）
	７月	照会結果の反映・審議会資料作成
	７月２７日(月)	第７０回（令和８年度第１回）男女共同参画審議会（計画素案の検討）
	８月～９月	男女共同参画推進会議幹事及び庁内意見照会
	９月　４日(金)	第７１回（令和８年度第２回）男女共同参画審議会（計画案の検討）
	９月	県民コメント用計画案の作成
	１０月	県民コメントの実施　（１０月１日（木）～１０月３１日（土））
	１１月２７日（金）	第７２回（令和８年度第３回）男女共同参画審議会（県民コメント反映後の計画案の検討）
	１２月　４日（金）	男女共同参画審議会から答申、最終計画案の作成
	令和９年２月	２月定例会へ付議
	３月	２月定例会議決
	３月	計画の策定・公表　　第７３回（令和８年度第４回）男女共同参画審議会（報告）

次期男女共同参画基本計画の策定について

2_概要

1　計画の位置付け

（１）男女共同参画社会基本法第14条及び埼玉県男女共同参画推進条例第12条に基づき、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
（２）女性活躍推進法第６条第１項に基づく都道府県推進計画（計画の一部）
（３）新たに「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」及び「困難な問題を抱える女性支援基本計画」を統合し、整理を行い、一体的に推進

2　計画の期間

令和９年度から令和１３年度まで（５年間）

3　県民コメントスケジュール

令和８年１０月１日（木）～３１日（土）（３１日間）

4　計画を推進するための基本的な視点

1　あらゆる分野で男女の人権を尊重する
2　男女共同参画・女性活躍を推進し、県民のウェルビーイングの向上を図る
3　誰もが望む形で仕事と家庭を両立できる環境をつくる
4　ジェンダーに基づく暴力の根絶を目指すとともに、様々な困難を抱える人への支援を行う
5　施策全体にジェンダー主流化の視点を取り入れる

5　主な見直しの内容

①　DV防止計画、困難女性支援基本計画統合に伴う内容整理・充実

②　男女共同参画社会基本法の改正に伴う県男女共同参画推進センターの位置付けと役割の明確化

③　社会情勢の変化を踏まえた「基本的な視点」の見直し

④　推進指標の充実（14指標　→　19指標。うち新規10指標）

⑤　審議会及び県民コメントでの意見等を踏まえた内容の見直し・充実

※計画の体系は次頁

次期男女共同参画基本計画の策定について

３_目標・体系

計画の目標（案）

男女共同参画社会の実現

～誰もが人権を尊重され活躍できるジェンダー平等実現の埼玉へ～

目指す姿	基本目標
Ⅰ　あらゆる分野における男女共同参画の推進	Ⅰ－1　政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大
	Ⅰ－2　生活の場における男女共同参画の推進
Ⅱ　経済社会における女性活躍の拡大 ※女性活躍推進法上の都道府県計画	Ⅱ－1　働く場における女性活躍の推進
	Ⅱ－2　誰もが働きやすい職場環境づくり
Ⅲ　誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現 ※DV防止法上の都道府県計画（Ⅲ-1の一部） ※困難女性支援法上の都道府県計画（Ⅲ-2の一部）	Ⅲ－1　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
	Ⅲ－2　困難な問題を抱える女性をはじめとした支援を必要とする様々な人への支援と多様性の尊重
	Ⅲ－3　生涯を通じた男女の健康支援と命の尊厳の尊重
	Ⅲ－4　男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
Ⅳ　ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	Ⅳ－1　固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の解消
	Ⅳ－2　男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

計画目標	目指す姿	基本目標	施策の基本的方向
男女共同参画社会の実現 ～誰もが人権を尊重され活躍できるジェンダー平等実現の埼玉へ～	Ⅰ　あらゆる分野における男女共同参画の推進	Ⅰ－1　政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大	(1)県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (2)市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (3)女性の人材発掘・育成・活躍の促進
		Ⅰ－2　生活の場における男女共同参画の推進	(1)共働き・共育ての実現に向けた男女双方の意識改革・理解促進 (2)共働き・共育ての実現に向けた家庭・仕事の両立の促進、地域活動への男女共同参画の促進 (3)子育て・介護の社会的支援
	Ⅱ　経済社会における女性活躍の拡大	Ⅱ－1　働く場における女性活躍の推進	(1)女性の就業・復職・起業支援 (2)女性の就業継続・キャリア形成支援 (3)女性活躍に関する情報発信 女性活躍推進法
		Ⅱ－2　誰もが働きやすい職場環境づくり	(1)働き方改革と多様で柔軟な働き方の推進 (2)男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進及び各種ハラスメントに係る意識啓発と防止対策の推進 (3)多様な働き方における就業環境の整備、再就職等の支援
	Ⅲ　誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	Ⅲ－1　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	(1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防及び普及啓発と被害者支援の基盤強化 (2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進 (3)配偶者等からの暴力の被害者の自立支援の充実とこどもの安全確保・成長支援 (4)民間団体との連携・協働による配偶者等からの暴力の被害者支援の推進 DV防止法 (5)あらゆる性犯罪・性暴力への対策の推進 (6)こども、若年層に対する性暴力の根絶に向けた対策の推進 (7)ストーカー行為・人身取引・売買春などへの対策の推進 (8)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
		Ⅲ－2　困難な問題を抱える女性をはじめとした支援を必要とする様々な人への支援と多様性の尊重	(1)困難な問題を抱える女性への支援体制の充実 (2)困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援 困難女性支援法 (3)ひとり親家庭や生活困窮者への支援 (4)高齢者が困難な状況に陥らずに地域で安心して生活できるための支援 (5)障害者、外国人、性的マイノリティなどの特別な配慮を必要とする人への支援
		Ⅲ－3　生涯を通じた男女の健康支援と命の尊厳の尊重	(1)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進 (2)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 (3)健康をおびやかす問題及び自殺についての対策の推進 (4)スポーツ分野における男女共同参画の促進 (5)医療分野における女性の参画拡大
		Ⅲ－4　男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	(1)防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大 (2)防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進 (3)男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実
	Ⅳ　ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	Ⅳ－1　固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の解消	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進 (2)男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援 (3)ジェンダー主流化の視点を取り込んだ企画立案及び実施の推進 (4)メディア等における男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ (5)人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護
		Ⅳ－2　男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1)男女共同参画の視点に立ったジェンダー平等教育の推進 (2)男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進 (3)男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進 (4)男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

次期男女共同参画基本計画の策定について

４_県民コメントの実施結果

（１）実施期間：令和８年１０月１日（木）～１０月３１日（土）　３１日間

（２）意見提出者：６３者（個人５８者・団体５者）、意見数３０７

主　な　意　見
① 政治分野の取組を記載すべき。
② ジェンダーギャップ指数は順位が実態を必ずしも反映しないので、修正すべき。
③ プレコンセプションケアの取組を記載すべき。
④ 自殺者の７割は男性であるのに、「女性」に限定した取組は適当ではない。
⑤ 日本版ＤＢＳに係る取組の実施をスポーツ分野にも再掲すべき。
⑥ 避難所運営の際の配慮対象に「妊産婦」を追記すべき。
⑦ 国が義務付けている男性県職員の育児休業取得率の数値目標を記載すべき。
⑧ 掲載グラフの中に、古いデータ（令和2～3年）がある。
⑨ 子育てに専念したい専業主婦など、個人の生き方の選択に配慮すべき。
⑩ 一人一人の人権と多様性が尊重されるよう、差別をしない社会づくりをしてほしい。
⑪ 女性だけでなく男性についても公平に扱ってほしい。
⑫ 男女共同参画政策自体に反対する。
⑬ 男女共同参画の予算は子育て世代に回して欲しい。
⑭ 「県立高校の男女共学化の推進」の文言を入れてほしい。
⑮ 埼玉県立高校の別学校一律共学化に断固反対する。
⑯ 県民コメントの実施方法への意見（意見提出しやすい環境整備）

次期男女共同参画基本計画の策定について

5_指標

【目指す姿 Ⅰ】 あらゆる分野における男女共同参画の推進

指標合計　19指標（5指標増）
うち新規指標　10指標

基本目標Ⅰ－1　政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	方針	備考
1	審議会などの委員に占める女性の割合	県民生活部	49.6%（令和7年度）	40.0～60.0%（令和13年度）	一部修正	・次期埼玉県5か年計画（R9～R13）施策指標
2	委員に占める女性の比率が40～60%の審議会などの割合	県民生活部	89.2%（令和7年度）	95.0%（令和13年度）	継続	－
3	管理的職業従事者に占める女性の割合	産業労働部	7.6%（令和7年）	11.4%（令和13年）	新規	賃金構造基本統計調査の全国平均最新値（令和7年）を目標値として新たに設定

基本目標Ⅰ－2　生活の場における男女共同参画の推進

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	方針	備考
4	男性県職員の育児休業取得率（2週間以上）	総務部	79.3%（令和7年度）	85. 0%（令和12年度末）	一部修正	・第2次埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン（後期計画）（R8～R12）数値目標
5	男性の育児休業取得率（県内の民間（大企業＋中小企業））	産業労働部	57.4%（令和7年度）	76. 9%（令和11年度）	新規	・埼玉県こども・若者計画（R7～R11）施策指標
6	保育所等待機児童数	福祉部	140人（令和8年4月1日）	0人（令和14年4月1日）	継続	・次期埼玉県5か年計画（R9～R13）施策指標
7	放課後児童クラブ待機児童数	福祉部	1,681人（令和7年5月1日）	0人（令和14年5月1日）	新規	・次期埼玉県5か年計画（R9～R13）施策指標

次期男女共同参画基本計画の策定について

【目指す姿 Ⅱ 】 経済社会における女性活躍の拡大

基本目標Ⅱ－1　働く場における女性活躍の推進

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	方針	備考
8	女性（30～39歳、40～49歳）の就業率	産業労働部	・30～39歳 80.5% ・40～49歳 80.2% （令和7年）	・30～39歳 82.2% ・40～49歳 83.0% （令和13年）	継続	・次期埼玉県5か年計画（R9～R13）施策指標

基本目標Ⅱ－2　誰もが働きやすい職場環境づくり

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	方針	備考
9	働き方の見直しや改善に取り組む中小企業の割合	産業労働部	50.7% （令和7年度）	70.0% （令和13年度）	新規	・次期埼玉県5か年計画（R9～R13）施策指標 ・現行指標の「多様な働き方実践企業の認定数」を廃止して新たに設定

次期男女共同参画基本計画の策定について

【目指す姿 Ⅲ】 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

基本目標Ⅲ－１　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	方針	備考
10	配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	県民生活部	25市町村 （令和7年度）	30市町村 （令和13年度）	継続	－
11	防犯のまちづくりに関する協定締結事業者・団体数	県民生活部	164団体 （令和7年度）	180団体 （令和11年度）	新規	・埼玉県防犯のまちづくり推進計画（R7～R11）数値目標
12	女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	県民生活部	59団体 （令和7年度）	100団体 （令和11年度）	継続	・埼玉県防犯のまちづくり推進計画（R7～R11）数値目標

基本目標Ⅲ－２　困難な問題を抱える女性をはじめとした支援を必要とする様々な人への支援と多様性の尊重

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	方針	備考
13	人権啓発事業の参加者数	県民生活部	250，000人 （令和9年度から令和13年度）		継続	・次期埼玉県5か年計画（R9～R13）施策指標
14	困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定市町村数	県民生活部	27市町村 （令和8年度）	63市町村 （令和13年度）	新規	・現行困難女性支援計画
15	女性相談支援員配置市町村数	県民生活部	22市町村 （令和8年度）	27市町村 （令和13年度）	新規	・現行困難女性支援計画

次期男女共同参画基本計画の策定について

【目指す姿 Ⅲ】 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

基本目標Ⅲ－3　生涯を通じた男女の健康支援と命の配慮

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	方針	備考
16	日常生活動作が自立している期間の平均(平均自立期間)	保健医療部	男79.7年 女84.1年 (令和5年)	男79.9年 女84.1年 (令和13年)	新規	・次期埼玉県5か年計画(R9～R13)政策指標 ・現行指標の「健康寿命」を廃止して新たに設定

基本目標Ⅲ－4　男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	方針	備考
17	ジェンダー視点による避難所開設・運営に取り組む市町村数	危機管理防災部	41市町村 (令和8年度)	63市町村 (令和13年度)	新規	・次期埼玉県5か年計画(R9～R13)施策指標 ・現行指標の「自主防災組織の組織率」を廃止し新たに設定

次期男女共同参画基本計画の策定について

【目指す姿 Ⅳ】 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

基本目標Ⅳ－１　固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の解消

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	方針	備考
18	固定的な性別役割分担に同感しない人（全体）の割合	県民生活部	58.1% （令和7年度）	70.0% （令和12年度）	継続	【参考：現行計画】 現状値（R2）：62.8% 目標値（R7）：70.0%

基本目標Ⅳ－２　男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	方針	備考
19	「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施した学校の割合	教育局	90.8% （令和7年度）	100% （令和10年度）	新規	・第4期埼玉県教育振興基本計画（R6～R10）施策指標 ・現行指標の「新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合」を廃止して新たに設定

次期男女共同参画基本計画の策定について

６_目指す姿Ⅰの修正事項

目指す姿	基本目標
Ⅰ　あらゆる分野における男女共同参画の推進	Ⅰ－1　政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大
	Ⅰ－2　生活の場における男女共同参画の推進

No	項目等	修正事項
1	Ⅰ-1(1)	第2回 県 県コメ 〇政治分野(議会)における男女共同参画について、計画に直近の現状を記載し、グラフを掲示するほか、 これまで知事部局で取り組んできた内容として、下記のとおり追記します。 ⑦　政治分野における女性の参画(県民生活部) ア 「見える化」などによる政治分野における女性の参画の状況の周知や情報提供 イ　地域リーダーの育成と活用

次期男女共同参画基本計画の策定について

7_目指す姿Ⅱの修正事項

目指す姿	基本目標
Ⅱ　経済社会における女性活躍の拡大 ※女性活躍推進法上の都道府県計画	Ⅱ－1　働く場における女性活躍の推進 Ⅱ－2　誰もが働きやすい職場環境づくり

No	項目等	修正事項	
1	Ⅱ-1(1)	○女性のデジタル人材育成・リスキリングについて、次の推進項目を追加します。 ① 女性の就業・復職支援 ウ　女性キャリアセンターにおける女性のデジタル人材育成講座の実施 ② 女性のキャリアアップ支援（再掲） エ　女性キャリアセンターにおける女性のデジタル人材育成講座の実施	県
2	Ⅱ-2(1)	○DXの推進による働き方改革に向けた取組については、県庁内部の取組しかなかったため、民間事業者を対象とした取組を追記します。 ③　働き方の見直しによる男女共に仕事と家庭を両立できる環境づくり（再掲） エ　DXの推進による働きやすい職場環境づくり	県
3	Ⅱ-2(2)	○男女の賃金格差の解消に向け、次の推進項目を追加します。 ① 労働基準法や男女雇用機会均等法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律など労働関係法令の周知（産業労働部） ② 労働に関する相談体制の充実（産業労働部、関係部局） ア 労働相談を通じた職場トラブルの解決支援 ③　女性管理職向け研修や女性デジタル人材育成講座の実施	県

次期男女共同参画基本計画の策定について

8_目指す姿Ⅲの修正事項

目指す姿	基本目標
Ⅲ　誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現 ※DV防止法上の都道府県計画（Ⅲ-1の一部） ※困難女性支援法上の都道府県計画（Ⅲ-2の一部）	Ⅲ－1　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
	Ⅲ－2　困難な問題を抱える女性をはじめとした支援を必要とする様々な人への支援と多様性の尊重
	Ⅲ－3　生涯を通じた男女の健康支援と命の尊厳の尊重
	Ⅲ－4　男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

No	項目等	修正事項
1	Ⅲ-1 Ⅲ-2 全般	○DV防止計画 及び 困難女性支援計画 の統合を踏まえ、両計画の支援体制・内容が引き継がれるよう以下明記します。 第1回 第2回 県コメ 【男女計画に明記する主な項目】 ・市町村における支援体制の整備等 （基本計画策定、配偶者暴力相談支援センター設置の促進、関係機関連携会議の開催、支援調整会議の設置促進、等） ・相談支援体制の充実 （女性相談支援センター、女性自立支援施設における支援、民間団体や関係機関と連携したアウトリーチによる早期把握、等） ・住居の確保等 （一時保護委託の積極的な活用、県営住宅の入居申込時の優遇抽選、母子生活支援施設への入所支援、等） ・中長期的な支援を要する被害者支援の在り方の検討　他 ○Ⅲ-2の件名は、「困難女性支援法」に基づく計画であることを分かりやすく示すために下記のとおり修正します。 基本目標Ⅲ－2：「困難な問題を抱える女性をはじめとした支援を必要とする様々な人への支援と多様性の尊重」

次期男女共同参画基本計画の策定について

8_目指す姿Ⅲの修正事項

No	項目等	修正事項
2	Ⅲ−１（１）	県 ○DV被害を「相談しない」人について、安心して相談できるよう「相談すればどうなるか」がイメージしやすくなるよう、本文に下記のとおり追記し、推進項目の表記も修正します。 Ⅲ-1(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防及び普及啓発と被害者支援の基盤強化 （本文追記） DV等においては、相談窓口の周知を図るとともに、相談が課題の整理や解決への第一歩となることが伝わるよう、啓発の仕方を工夫します。被害を訴えにくい男性が支援につながるよう、被害は性別に関わらずあることの意識啓発や支援体制の整備を進めます。 （略） （推進項目） ③ 相談機関・窓口の周知及び活用に関する啓発

次期男女共同参画基本計画の策定について

8_目指す姿Ⅲの修正事項

No	項目等	修正事項
3	Ⅲ-1（５）	○「SNSを用いてのジェンダーに基づく暴力の防止」を課題としたことを踏まえ、下記のとおり追記します。 県 ⑤ インターネット（SNS）を用いての性的画像拡散等ジェンダーに基づく暴力等の防止 ア いわゆる「自画撮り被害」やインターネットトラブルに関する児童や保護者に対する予防啓発 イ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導（再掲） ウ 加害者の検挙、指導及び警告その他適切な措置（再掲） エ 警察による相談対応、被害者支援 オ 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」等による相談対応 （再掲） 併せて、関連する下記の修正を行います。 Ⅳ-1（4） メディア等における男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ ① メディア及びインターネット（SNS）における男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組への働きかけ

次期男女共同参画基本計画の策定について

8_目指す姿Ⅲの修正事項

No	項目等	修正事項
4	Ⅲ-2(4)	○本計画における「高齢者」を対象とする項目の位置づけを整理し、明文化しました。 第2回 県 県コメ ※高齢であること自体が困難に陥るリスク要因であり、(4)は困難に陥らないための予防的取組と考えています。 下記のとおり、Ⅲ-2(4)の表題を変更し、本文に予防の視点を追記します。 ※実際に高齢単身女性が困難に陥った場合には、困難女性支援のカテゴリーで支援されるものと考えています。 【施策の基本的な方向】 （修正前） 高齢者が望むように活躍し、安心して生活できる支援 （修正後） 高齢者が困難な状況に陥らずに地域で安心して生活できるための支援 （本文追記） 高齢者にとって大きな課題として、経済的問題と心身の健康の問題が考えられます。経済面では、被扶養者の立場にあった女性が生活困窮に陥るケースがあり、特に夫と離別・死別した単身女性では深刻です。また、健康面では加齢による健康維持の難しさに加え、男性は女性に比べ孤立しやすい状況があります。 高齢期になっても、社会との接点を持てるよう支援することは、経済的な不安の軽減や心身の健康維持につながるとともに、社会との接点を持つことで、困難な状況に陥ることの予防となり、困難な状況に陥ったときに速やかに支援につながることができます。 そこで、豊富な知識や経験を持つ高齢者が、自分自身の意欲や心身の状態に応じ、社会の担い手として様々な分野において長く健康で活躍できることを目指します。

次期男女共同参画基本計画の策定について

8_目指す姿Ⅲの修正事項

No	項目等	修正事項
5	Ⅲ-3	○命を扱う項目の重みに見合うタイトルの修正と推進項目の追加　第1回 （修正前）「生涯を通じた男女の健康支援と命への配慮」 （修正後）「生涯を通じた男女の健康支援と命の尊厳の尊重」 ➢推進項目：下記、No6～8を追記
6	Ⅲ-3（1）	○「プレコンセプションケアの考え方の定着」を課題としたので、下記のとおり追記します。　第2回　県　県コメ Ⅲ-3(1)　生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進 ①　生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発と相談体制の充実 ア　プレコンセプションケアの推進を図るため、普及啓発及び相談支援を実施
7	Ⅲ-3（2）	○更年期障害への取組については元々男性も対象としていたものの、「男性の更年期への支援」を課題として捉え、下記のとおり推進項目を修正します。　県 Ⅲ-3(2)　生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 ④　成人期、高齢期における健康づくりの推進（保健医療部） （修正前）ウ　更年期障害への相談支援 （修正後）ウ　男女の特性に応じた更年期障害への普及啓発及び相談支援
8	Ⅲ-3（3）	○「ひきこもり」への支援」を課題としたので、下記のとおり追記します。　県 Ⅲ-3(3)　健康をおびやかす問題及び自殺についての対策の推進 ⑤　ひきこもり支援に関する相談窓口の情報提供

次期男女共同参画基本計画の策定について

8_目指す姿Ⅲの修正事項

No	項目等	修正事項
9	Ⅲ-3（3）	○自殺者の7割は男性であるのに、「女性」に限定した取組は適当でないと意見を踏まえ、下記のとおり「女性の」を削除します。 Ⅲ－3（3）健康をおびやかす問題及び自殺についての対策の推進 ⑥自殺防止に向けた相談支援の充実 （修正前） エ　女性の心の問題に対する地域の保健事業・相談事業の実施 （修正後） エ　心の問題に対する地域の保健事業・相談事業の実施 県コメ
10	Ⅲ-3（4）	○いわゆる「日本版DBS」の取組をスポーツの分野（スポーツ少年団等）にも広げるべきとの意見を受け、下記のとおり追記します。 Ⅲ－1（6）こども、若年層に対する性暴力の根拠に向けた対策の推進 ⑦学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づく取組の実施 ➢Ⅲ－3（4）スポーツ分野における男女共同参画の促進 ⑦学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づく取組の実施（再掲） 県コメ

次期男女共同参画基本計画の策定について

9_目指す姿Ⅳの修正事項

目指す姿	基本目標
Ⅳ　ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	Ⅳ－1　固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の解消
	Ⅳ－2　男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

No	項目等	修正事項
1	Ⅳ-1	○「表現の自由」に対し、行き過ぎた表現だとの意見を踏まえ、国の6次計画を参考に下記のとおり修正します。 （修正前）　これらを助長又は連想させるような表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図る　第2回 県コメ （修正後）　表現の自由を尊重しつつ、違法な性・暴力表現の流通を防ぐとともに、人権の尊重や男女共同参画社会の実現に向けた社会的気運の醸成のため、広報・啓発や学習機会の充実を図ります
2	Ⅳ-1（4）	○AIバイアスに関する課題に対する対応として、下記のとおり、Ⅳ-1（4）本文に追記のうえ、推進項目を修正します。 Ⅳ-1（4）　メディア等における男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ　県 （本文追記） SNSの利用の定着と昨今のAI等新たなデジタル技術の急速な進展は、生活の利便性を高める一方で、特定の意見への偏りやバイアスの増幅など、デジタル社会特有の課題やリスクが指摘されることから、情報活用能力（メディア・リテラシー）の向上を図るため啓発を行います。 （推進項目） ①　メディア及びインターネット（SNS）における男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組への働きかけ ③　AI等新たなデジタル技術の利用課題も含めた、情報活用能力（メディア・リテラシー）に関する講座等の開催による普及啓発

次期男女共同参画基本計画の策定について

１０_ＤＶ防止計画及び困難女性支援基本計画の統合に係る御意見への対応

No.	御意見	対　　応
1	現行困難女性支援基本計画にある重要な指標は継続すべき。	○以下の指標を追加いたしました。 No.14：困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定市町村数　27市町村　→　63市町村（全市町村） No.15：女性相談支援員配置市町村数　22市町村　→　27市町村
2	困難女性支援のパートについて、独立させるべき。	○全体の構成を鑑み、独立はできませんでしたが、困難女性支援に係る内容であることを分かりやすく示すため、以下のとおり基本目標の表記を修正いたしました。 修正前：基本目標Ⅲ-2　生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重 修正後：基本目標Ⅲ-2　困難な問題を抱える女性をはじめとした支援を必要とする様々な人への支援と多様性の尊重
3	・第1章4の本県の状況の（6）の困難女性の説明部分にグラフがない。 ・県内の女性相談の状況や推移が見えない。	○下記のとおりグラフを追加いたしました。 （第1章4（6）） ・女性相談支援センター及び女性相談支援員が受け付けた来所相談の内容（令和7年度） （Ⅲ-1　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶） ・DV被害者等の一時保護人数の推移（県） ・一時保護者の退所先の状況（令和7年度）（県） ・さいたま地方裁判所管内の保護命令発令件数の推移 ・性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」の相談件数の推移（県） （Ⅲ-2　困難な問題を抱える女性をはじめとした支援を必要とする様々な人への支援と多様性の尊重） ・にんしんSOS埼玉の相談件数の推移

次期男女共同参画基本計画の策定について

１０_ＤＶ防止計画及び困難女性支援基本計画の統合に係る御意見への対応

No.	御意見	対　　応
4	Ⅲ-1　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶にぶら下がる「施策の基本的な方向」の順番に違和感がある。（特に「セクハラ」の位置）	○施策の基本的な方向の順番を下記のとおり修正しました。 修正前：（1）基盤整備➢（2）性犯罪➢（3）ストーカー➢（4）若年層性暴力➢（5）セクハラ➢（6）DV支援 ➢（7）自立支援・こども➢（8）民間団体連携 修正後：（1）基盤整備➢（2）DV支援➢（3）自立支援・こども➢（4）民間団体連携➢（5）性犯罪 ➢（6）若年層性暴力➢（7）ストーカー➢（8）セクハラ
5	統合により記載されている施策が減っているが、実際にある施策の質と量は減らしていないという理解でよいか。	○具体的な事業については可能な限り拡充強化を図ってまいります。 また、計画の統合に伴い、掲載する推進項目の整理を行ってきましたが、御意見を踏まえ、重要と考えられる推進項目を追加しました。 （Ⅲ-1　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶） （1）⑤　市町村における配偶者暴力相談支援センター設置の促進 （2）②　男性被害者への支援の充実（ぶら下がり項目としてア及びイを追加） ア　相談支援の実施 イ　個別支援の実施 （3）②　住宅の確保に関する支援（ぶら下がり項目としてア～オを追加） ア　女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援（再掲） イ　県営住宅の入居申込時の優遇抽選及び一時利用による居住支援の実施 ウ　母子生活支援施設*への入所支援 エ　生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給 オ　住宅セーフティネット制度に基づく住宅確保要配慮者に対する支援

次期男女共同参画基本計画の策定について

１０_ＤＶ防止計画及び困難女性支援基本計画の統合に係る御意見への対応

No.	御意見	対　　応
5	【続き】 統合により記載されている施策が減っているが、実際にある施策の質と量は減らしていないという理解でよいか。	【続き】 （Ⅲ-1　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶） （3）③　就業に関する支援（ぶら下がり項目としてア～エを追加） ア　女性相談支援センターにおける情報提供及び自立支援講座等の実施 イ　一時保護施設における就業前支援 ウ　就業支援及び職業訓練施策による支援 エ　母子・父子福祉センターにおける就業支援 （Ⅲ-2　困難な問題を抱える女性をはじめとした支援を必要とする様々な人への支援と多様性の尊重） （1）②　市町村等の機能強化への支援（ぶら下がり項目にア～エを追加） ア　基本計画策定の働きかけ イ　女性相談支援員設置の働きかけ ウ　相談支援の資質向上を図るための研修機会の提供 エ　支援調整会議の設置促進 （1）④　関係機関との連携（再掲）（ぶら下がり項目にア及びイを追加） ア　関係機関連携会議の開催 イ　県内の関係機関との連携

次期男女共同参画基本計画の策定について

１０_ＤＶ防止計画及び困難女性支援基本計画の統合に係る御意見への対応

No.	御意見	対　　応
5	【続き】 統合により記載されている施策が減っているが、実際にある施策の質と量は減らしていないという理解でよいか。	【続き】 （Ⅲ-2　困難な問題を抱える女性をはじめとした支援を必要とする様々な人への支援と多様性の尊重） （2）④　民間団体や関係機関と連携したアウトリーチ等による早期の把握（左記赤字追記） （2）⑥　一時保護及び被害者への支援の充実（再掲）（ぶら下がり項目にウを追加） ウ　多様な支援対象者に応じた各種施設への入所支援 （2）⑧　住宅の確保に関する支援（再掲）（ぶら下がり項目にイ及びウを追加） イ　県営住宅の入居申込時の優遇抽選及び一時利用による居住支援の実施 ウ　母子生活支援施設への入所支援
6	その他の対応	（Ⅲ-1　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶） ・施策の基本的方向の順番の整理と表記の変更 修正前：（7）生活再建のための自立支援の充実とこどもの安全確保・成長支援 修正後：（3）配偶者等からの暴力の被害者の自立支援の充実とこどもの安全確保・成長支援 ・施策の基本的方向の（2）及び（3）のリード文の修正